

新県立体育館整備・運営事業

実施方針等に関する質問の回答

(令和6年11月26日～11月29日受付分)

- 新県立体育館整備・運営事業の実施方針等に関する質問の回答を次のとおり公表します。
- 質問の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正しています。
- 回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今回受付した質問のほか、今後実施する対話等を踏まえ、関係資料を精査し、最終的には入札公告時に提示します。

令和6年12月6日

秋田県

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	設計開始時期について、落札者の決定及び通知後としていただきたく存じます。再公告により設計期間が従前よりも2か月短くなったこともあります。当初設定の設計・許認可の想定期間も非常にタイトな設定となっていることから、事業契約締結後では令和10年9月末のメインアリーナ供用開始に間に合わない懸念がございます。	落札者決定は3月上旬を予定しています。なお、県は契約締結前に行う事業者の準備行為に協力します。
2	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	設計・建設期間を少しでも長く確保するためBリーグの試合日程を調整していただき供用開始を遅らせるようご調整いただきたくことは可能でしょうか。	供用開始時期を変更することはできません。
3	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	『ホームアリーナ検査要項〔2026-27 シーズンB. PREMIER 用〕』には、試合前の練習環境としてサブアリーナ等の設置に関する記載がございますが、こちらは別途練習施設で代替し、サブアリーナの竣工は令和10年9月末ではなく12月末を限度とする考え方で問題ないという認識でよろしいでしょうか。	試合前の練習は、アリーナの試合コートの利用を想定しており、体育館を令和10年12月末までに整備する提案も可能です。
4	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	設計・建設期間について、「開業準備業務の開始日の前日まで」との記載がございますが、開業準備業務の期間については事業者側で任意で決定し、それに応じた設計・建設期日となるという認識で相違ないでしょうか。すなわち、開業準備業務期間は2か月間設けられておりますが、必ずしもその全ての期間を開業準備に充てる必要はないという認識です。念のため確認させていただきたく存じます。	御理解のとおりです。設計・建設期間を可能な限り長く確保できるよう、竣工日及び開業準備期間を事業者が任意に設定できる取り扱いに変更しています。
5	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	建屋及びロータリーにおける設計・建設・開業準備期間については、事業契約締結日から供用開始日の前日内であれば、事業者提案とする認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	実施方針	6	1	1	(13)	1)	① ②			事業スケジュール 建屋及びロータリー	設計・建設期間が「事業契約締結日から開業準備業務の開始日の前日まで」、開業準備期間が「供用開始日の前日まで」と定められております。限られた工期の中で開業準備業務の期間も確保することを目的に、要求水準書第7に定められる開業準備業務のうち、着手可能なものについては設計・建設期間中に着手ができるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	実施方針	6	1	1	(13)	1)	③			事業スケジュール 建屋及びロータリー	供用開始について、令和10年9月末を令和10年12月末とすることは可能でしょうか。本件応募の可否において重要な判断材料となりますので、ご見解をよろしく願いたします。	ホームアリーナ検査要項〔2026-27シーズン B. PREMIER用〕の要件となっていない施設・設備等を除いては、供用開始時期を変更することはできません。
8	実施方針	6	1	1	(13)	1)	③			事業スケジュール 建屋及びロータリー	報道によると、Bリーグチェアマンより「令和10年秋に開館できることがポイント」となる要旨の発言がございました。この発言により、建屋及びロータリーの供用開始時期は「令和10年11月末まで」に緩和されたとの理解でよろしいでしょうか。本件応募の可否において重要な判断材料となりますので、ご見解をよろしく願いたします。	令和10年秋とは、2028-29シーズン開幕当初（令和10年9月末）を指しており、御質問のような供用開始時期の緩和はありません。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
9	実施方針	6	1	1	(13)	1)		備考		事業スケジュール 建屋及びロータリー	「(2) ホームアリーナ検査要項〔2026-27 シーズンB. PREMIER用の要件を満たす限り、その他の施設・設備等の整備期間については、令和10年12月末を限度にPFI 事業者の提案による。」とありますが、令和10年12月末までに供用開始ではなく、12月までに竣工し、そこから開業準備、供用開始。という理解で宜しいでしょうか（体育館、外構、スポーツ協会事務所等）。	「その他の施設・設備等」については、遅くとも令和10年12月末までに竣工し、その翌日を供用開始日としてください。
10	実施方針	6	1	1	(13)	2)				事業スケジュール 第1駐車場	第一駐車場や緑地・既存体育館解体後の外構工事について本事業の所掌外としていただくことをご検討ください。解体期間中に配置予定技術者が別工事に従事する等により、本案件から離れるため、解体期間後に外構工事を行う場合は人員が継続して配置することが困難となることを懸念しております。	いずれも本事業に含まれます。
11	実施方針	6	1	1	(13)	2)				事業スケジュール 第1駐車場	上記に関連して、解体工事後の外構工事については配置技術者の変更を認めていただきたく存じます。	建屋竣工後に配置技術者を変更することは可能と考えます。また、外構を別工事とする場合、新たな技術者を配置することも可能と考えます
12	実施方針	7	1	1	(13)	3)				事業スケジュール 緑地、遊具広場等	丘の頂上等を除く外構について、令和10年11月から令和11年10月までの現県立体育館の解体工事後の整備とされていますが、冬季の工事は品質低下の恐れが大いにあるため施工が困難になった場合には工期延長等柔軟なご対応を頂きたいと存じます。	実施方針に示した供用開始日を遵守してください。ただし、豪雪などにより明らかに施工が困難な状況になった場合は、その時点での協議によります。
13	実施方針	12	2	4	(1)					審査手順に関する事項	大幅な事業費増額を行い再公告される事業において事業費の抑制の重要性を高めるべきであると考えます。評価の比率（価格点200：提案点800）変更し、価格点の比率を上げる（例：価格点400：提案点600）ことについてご検討いただきたいと思います。	落札者決定基準については、入札公告時にお示しします。
14	実施方針	12	2	7				③		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	今後、実施方針等に関する質問回答をご提示いただく際に、提案に係る項目については各社への質問回答とし、貴県ホームページでの公表などはしないという対応をとっていただきたく存じます。今後の対話等についても事業者側の公表可否の希望をお聞きいただきたく存じます。	令和6年11月26日に公表した実施方針等に関する質問については全て公表し、入札公告以降に行われる質問及び対話への回答については、公表の可否を確認した上で公表します。
15	実施方針	13	2	7				⑨		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札説明書等に関する質問回答について、入札参加資格に関する質問については、早めに回答をいただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	御意見として承ります。
16	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格資格確認申請書の受付について、公告からの日数が短いため、初度に提出した企業の実績や証明書等については提出を省略させていただきたく存じます。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	⑩	a	(a)			
17	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請について、初度公告時の提出済み書類を現状のまま有効なものとしてお認めいただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
18	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請書の受付を1月中旬に設定されております。提出書類の内、代表企業、構成員、協力企業の捺印が不要な添付書類全般については写し（電子申請により取得した書類のコピーを含む。）且つ、発行期日の記載があるものは令和6年7月以降発行のものを有効な書類として、提出させていただくことをお認めいただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
19	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請書の受付を1月中旬に設定されております。電子申請により取得した書類の提出は認められているのでしょうか。	御理解のとおりです。
20	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請について、初度公告時の提出済み書類を現状のまま有効なものとしてお認めいただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	⑩	a	(a)			
21	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格確認申請書に添付する書類の発行期日について、令和6年7月以降発行したものを有効にさせていただきたいことと、写しでの提出することをお認めいただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
22	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格確認申請について、初度公告時の提出済み書類を現状のまま有効なものとしてお認めいただけますようお願い致します。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
23	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格確認申請書の受付を1月中旬に設定されております。提出書類の内、代表企業、構成員、協力企業の捺印が不要な添付書類全般については写し（電子申請により取得した書類のコピーを含む。）且つ、発行期日の記載があるものは令和6年7月以降発行のものを有効な書類として、提出させていただきことをお認めいただけますようお願い致します。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
24	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格確認申請書の受付を1月中旬に設定されております。電子申請により取得した書類の提出をお認めいただけますようお願い致します。	御理解のとおりです。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
25	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請について、初度公告時の提出済み書類を現状のまま有効なものとしてお認めいただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
26	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請書の受付が1月中旬に設定されております。提出書類の内、代表企業、構成員、協力企業の捺印が不要な添付書類全般については写し（電子申請により取得した書類のコピーを含む。）且つ、発行期日の記載があるものは令和6年7月以降発行のものを有効な書類として、提出させていただくことをお認めいただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
27	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請書の受付が1月中旬に設定されております。電子申請により取得した書類の提出は認められているのでしょうか。	御理解のとおりです。
28	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール (予定)	入札参加資格確認申請について、初度公告時の提出済み書類を現状のまま有効なものとして認めていただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
29	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格確認申請書の受付を1月中旬に設定されております。提出書類の内、代表企業、構成員、協力企業の捺印が不要な添付書類全般については写し（電子申請により取得した書類のコピーを含む。）且つ、発行期日の記載があるものは令和6年7月以降発行のものを有効な書類として提出させていただくことを認めていただけないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
30	実施方針	13	2	7				⑩		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札参加資格確認申請書の受付を1月中旬に設定されております。電子申請により取得した書類の提出は認められているのでしょうか。	御理解のとおりです。
31	実施方針	13	2	7				⑪		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	対話については初度と同様に秋田県スポーツ協会様・秋田ノーザンハピネッツ様も参加されるという認識でよろしいでしょうか。	現時点で秋田県スポーツ協会と秋田ノーザンハピネッツの対話への参加は予定しておりません。
32	実施方針	13	2	7				⑮ ⑯		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札提出書類受付～落札者の決定の間に審査会における事業者ヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答等）の実施は予定しているのでしょうか。	事業者ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）については、3月上旬に実施することを予定しております。詳細は入札公告時にお示しします。
33	実施方針	13	2	7				⑯		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	⑯落札者の決定及び通知が3月上旬に予定されておりますが、再公告に伴いBリーグプレミアホームアリーナ検査要項を満たすための工程は、前回公告時点でも厳しいものであり、再公告においては、更に大変厳しいものと認識しております。入札提出書類（提案書）の受付が2月中旬になっていることから、2月下旬には落札者の決定を行っていただき、速やかに貴県との協議等が行えるようスケジュールの検討を行っていただきたく切にお願いいたします。	落札者決定は3月上旬を予定しています。なお、県は契約締結前に行う事業者の準備行為に協力します。
34	実施方針	13	2	7				⑯		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	落札者の決定及び通知が3月上旬に予定されておりますが、再公告に伴いBリーグプレミアホームアリーナ検査要項を満たすための工程は大変厳しいものと認識しております。そのため、2月下旬に落札者の決定を行っていただき、速やかに貴県との協議等が行えるようスケジュールの検討を行っていただけないでしょうか。何卒ご検討宜しくお願い致します。	落札者決定は3月上旬を予定しています。なお、県は契約締結前に行う事業者の準備行為に協力します。
35	実施方針	13	2	7				⑯		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札提出書類（提案書）の受付から落札者決定および通知までの期間が短いですが、ヒアリング・プレゼン等のご予定についてはどのようにお考えでしょうか。	事業者ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）については、3月上旬に実施することを予定しております。詳細は入札公告時にお示しします。
36	実施方針	13	2	7				⑯ ⑱		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	「落札者の決定及び通知」から「仮契約及び基本合意書の締結」までの期間について、SPC設立業務に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂きたく、決定通知の早める、または、仮契約の時期を4月中旬～下旬とする等、ご検討をお願いできますでしょうか。	御意見として承ります。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
37	実施方針	13	2	8	(2)					実施方針等に関する質問の受付、回答の公表	当初（令和6年3月）の実施方針の公表以降にやり取りがなされた質問及び回答は現在も有効であり、今後予定されている入札公告以降においても有効という理解でよろしいでしょうか。（但し、今般の実施方針等の変更において修正がなされた項目を除く）	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
38	実施方針	15	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	令和6年7月19日付入札公告に対し申込完了したグループについては、改めて入札公告予定の申込については、引き続き有効と考えてよろしいでしょうか。	再度公告入札においては、再度の入札参加手続きが必要となります。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
39	実施方針	13	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	前記申込が有効の場合、予算の変更・要求水準の修正等の内容確認の結果、グループメンバーの追加・脱退の申請を受け付けて頂けますでしょうか。	再度公告入札においては、再度の入札参加手続きが必要となります。
40	実施方針	13	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	令和6年7月19日付初度公告において入札参加資格確認を受けた応募グループについては、手続きの簡略化を検討頂けないでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
41	実施方針	13	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	入札参加資格確認申請について、初度公告時に提出済の書類は有効という認識でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
42	実施方針	13	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	入札参加資格確認申請に関連する提出書類の内、代表企業、構成員、協力企業の捺印が不要な添付書類全般については写し（電子申請書類等を含む）かつ、発行期日の記載があるものは令和6年7月以降発行の書類でも有効という認識でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
43	実施方針	13	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	入札参加資格確認申請に関連する提出書類は、電子申請により取得した書類でも有効という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	実施方針	15	2	8	(8)					入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知	提出方法、必要な書類の詳細は、入札書により提示との事ですが、申込書の受付までに時間がありませんので、現時点で用意しておく書類を開示できるのであればお願いします。或いは、限られた時間で提出出来るよう提出書類の簡素化もご検討願います。	入札参加資格確認に関する詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
45	実施方針	16	2	8	(12)					基本協定、基本合意書、仮契約、本契約の締結	秋田ノーザンハピネッツ株式会社との基本協定締結が削除されておりますが、秋田ノーザンハピネッツ株式会社は本事業にどのように関わるものでしょうか。 例えば、落札者およびSPCとの関係性はどのようにお考えでしょうか。	秋田ノーザンハピネッツ株式会社は、初度公告入札でお示ししているとおり、連携事業者として本事業に関与します。
46	実施方針	17	2	9	(2)					構成員等の資格要件（共通事項）	実施方針3頁～4頁に記載されている(9)業務内容の1)の業務の一部のみを担う企業や2)～6)以外の業務を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、業務別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
47	実施方針	18	2	9	(2)	11)				構成員等の資格要件（共通事項）	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務のある者にあつては、これらの保険に加入し、保険料について滞納している者でないこと。」とございますが、入札参加資格申請時に、労働保険料等納入証明書を提出する必要があるという理解で宜しいでしょうか。	雇用保険については、「雇用保険料納付済証明書」または「労働保険料等納付証明書」のいずれか、健康保険及び厚生年金保険については「社会保険料納入確認書」または「社会保険料納入証明書」のいずれかを提出してください。詳細については、入札公告時にお示しします。 なお、令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする取扱いを予定しております。 詳細については、別添の「入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）」を御確認ください。
48	実施方針	21	2	11						SPC の設立要件	本施設を事業者の所在地として登記することは可能でしょうか。	所在地とすることは妨げませんが、登記については法務局の判断となります。
49	実施方針	-								初度公告の質問回答	実施方針に限らず、初度公告において貴県よりご回答いただいている質問、意見・提案の回答内容については、12月入札公告においても有効との理解でよろしいでしょうか。	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
50	実施方針	-								初度公告の質問回答	実施方針に限らず、初度公告において貴県よりご回答いただいている質問、意見・提案の回答内容については、12月入札公告においても有効との理解でよろしいでしょうか。	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
51	実施方針	-								初度公告の質問回答	実施方針に限らず、初度公告において貴県よりご回答いただいている質問、意見・提案の回答内容については、12月入札公告においても有効との理解でよろしいでしょうか。	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
52	実施方針	-								初度公告の質問回答	実施方針に限らず、初度公告において貴県よりご回答いただいている質問、意見・提案の回答内容については、12月入札公告においても有効との理解でよろしいでしょうか。	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
53	実施方針	-								初度公告の質問回答	実施方針に限らず、初度公告において秋田県様よりご回答いただいている質問、意見・提案の回答内容については、12月入札公告においても有効という理解でよろしいでしょうか。	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
54	実施方針	-								質疑の内容	前回入札時の質疑回答の取り扱いについてご説明願います。今回の再公告にも適用されると考えてよろしいでしょうか。	以前の質問回答は有効ですが、内容に相違のある場合は11月26日付で公表した実施方針等の内容が優先されます。
55	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	1	1							対象	利用料金収入が対象とありますが、自主事業に係る収入は対象外という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
56	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	1	1							対象	実績値が計画値を上回った場合でも、利益が赤字の場合は対象外となりますでしょうか。	御質問にあるような対応は想定しておりません。SPCの決算内容にかかわらず、利用料金収入の計画値と実績値の差額により還元額を判断します。
57	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	1	2							具体的な取り扱い	各事業年度の実際の利用料金収入とありますが、還元が生じた場合の還元は翌年度に支払いとの認識で間違っていないでしょうか？	「別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方」の「3 還元方法」に記載のとおりです。還元額が生じた翌年度中に、還元額、使途、還元の実施時期等を定めた還元実施計画を作成し、県の承認を得た上で、翌年度以降に還元実施計画に基づき取組を実施してください。
58	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	1	2							具体的な取り扱い	県への還元が生じた場合、その金額をキャッシュとして還元する以外に、その金額分を利用者サービスへの還元等も可能でしょうか？	「別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方」の「3 還元方法」に記載のとおりです。還元額を財源として、賑わいづくりや施設利用促進、八橋運動公園の魅力向上に資する取組を行ってください。具体的には、還元額が生じた翌年度中に、還元額、使途、還元の実施時期等を定めた還元実施計画を作成し、県の承認を得た上で、翌年度以降に還元実施計画に基づき取組を実施してください。なお、還元方法として、県への現金の納付は想定していません。
59	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	1	3							還元方法	利用料金収入の計画値の15%を超える部分のうち、事業者に帰属する80%を財源として、賑わいづくりや施設利用促進、八橋運動公園の魅力向上に資する取組を行い、20%は貴県に現金を納付するという理解で宜しいでしょうか。	各事業年度の実際の利用料金収入が、事業計画上の利用料金収入を上回り、その差額である増加収入が事業計画上の利用料金収入の15%を超える場合には、その超過分の20%を県への還元額として扱います。なお、具体的な還元方法については、「別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方」の「3 還元方法」に記載のとおりですが、県への現金の納付は想定していません。
60	別添資料2 リスク分担保表	1	No. 2							計画変更リスク	「上記以外の事由」がPFI事業者負担となっておりますが、負担範囲が広範と思われます。修正前の「PFI事業者の責に帰すべき上記以外の事由」に変更していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
61	別添資料2 リスク分担保表	2	No. 17 No. 18							環境リスク	交通障害等への対策がリスク負担が追加記載されているが、民間団体が貸切りする大規模イベントに起因する交通障害への対策はNo.17及びNo.18に該当しないとみなし、主催団体が交通障害対策をする責任がある、と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、事業者は、主催者等に交通対策を行わせる責任を負いますので、業務要求水準書（案）p77(4)2のとおり、主催者等と連携して、来場者の安全確保、近隣道路における交通渋滞の緩和に努めてください。
62	別添資料2 リスク分担保表	2	No. 20							第三者賠償リスク	「上記以外の事由（PFI事業者の責に帰すべき上記以外の事由を含む）」がPFI事業者負担となっておりますが、負担範囲が広範と思われます。修正前の「PFI事業者の責に帰すべき上記以外の事由」に変更していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
63	別添資料2 リスク分 担表	3	No. 33 No. 34							設計リスク	当初令和7年4月の事業契約でしたが2か月遅れの6月となるため、事業契約締結以前より設計を開始しないと令和10年10月のメインリーナの供用に間に合わない恐れがあるため、令和7年3月の落札者決定直後から設計作業に着手する必要があります。SPCの設立もない時期において設計作業に着手するためには少なくとも基本協定締結時には貴県から選定事業者に対する着手指示書等が不可欠であるため、事業契約締結以前に着手指示書を発行していただきますようお願い申し上げます。	指示書を発行することはできません。 なお、県は契約締結前に行う事業者の準備行為に協力します。
64	別添資料2 リスク分 担表	3	No. 33 No. 34							設計リスク	前項に関連して、落札者決定直後から作業着手したのちに議会承認が取れない等貴県の帰責により事業契約が締結できなかった場合、それまでに要した設計費等については、貴県の負担としていただくようお願い申し上げます。	事業契約締結前の準備行為は自己の責任において実施するものであり、双方の責めによらない事由により事業契約締結に至らなかった場合における費用は、各自の負担となります。
65	別添資料2 リスク分 担表	3	No. 38 No. 39							工事費変動リスク	工事費変動について、貴県に帰責する事由のみならず、秋田ノーザンハビネッツ様等からの要望による設計変更による変動リスクについても貴県に帰責するという認識でよろしいでしょうか。念のため確認させていただきたく存じます。	秋田県スポーツ協会又は秋田ノーザンハビネッツからの要望等について県が承認したこと起因して工事費が変動した場合、県は合理的な範囲で増加費用を負担します。
66	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリスク	No. 59「情報システム」とNo. 60「情報通信設備」の定義の違いについて、また、リスク分担をそれぞれで分けている理由を教えてください。	大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。 なお、混乱を避けるため、リスク分担表は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
67	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリスク	No. 59記載事項は、No. 60記載の情報通信設備一式の更新時（メーカーが推奨した設備更新日との理解で良いか？）以外のタイミングで故障・陳腐化した場合のリスクと捉えて良いのでしょうか。また故障・陳腐化に該当しない、例えば他者の故意によるシステム障害等の事象のリスクに対する考え方を教えてください。	大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。大規模修繕の実施時期は、耐用年数や使用・損傷の状況から総合的に判断されるものとお考えください。 また、他者の故意によるシステム障害等のリスクは、施設・備品損傷リスク又は不可抗力リスクのいずれに該当するかを状況により判断します。
68	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリスク	映像・音響・照明等設備一式の更新は、No. 60情報通信設備一式の更新に含まれるのでしょうか？ 含まれない場合、更新費用はPFI事業者のリスク負担となりますか？	大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。 なお、混乱を避けるため、リスク分担表は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
69	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリスク	上記、含まれないとの回答の場合、映像・音響・照明等設備においてAIカメラやサイネージ等の一部はサーバー機能を要します。サーバー機能を要した機器についてはNo. 60情報通信設備一式に含まれるとの考えをもっておりますがいかがでしょうか？	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。 なお、混乱を避けるため、リスク分担表は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
70	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリ スク	No.59の「故障・陳腐化」に該当しないNo.60の「更新」とは具体的にどのようなモノを指しますか。また、「陳腐化」が「更新」に含まれないとすれば、「更新」時のバージョンアップは認められないことになりますか。	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、混乱を避けるため、リスク分担保は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
71	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリ スク	更新対象となるのは情報通信設備だけであり、4) 映像・音響・照明等設備計画は含まれない、という認識でよろしいでしょうか。例としてセンタービジョンやサイネージ類は映像設備であるため、維持管理・更新は全てPFI事業者のリスク負担となる、という認識でよろしいでしょうか。	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、混乱を避けるため、リスク分担保は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
72	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリ スク	情報通信設備一式の更新費用はPFI事業者側で見込まなくて良い。との理解でよろしいでしょうか。	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、混乱を避けるため、リスク分担保は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
73	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリ スク	「情報通信設備一式の更新」について、負担者「県」とありますが、これは大規模修繕として、更新にかかる費用は県が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、混乱を避けるため、リスク分担保は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
74	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリ スク	「情報通信設備一式の更新」の範囲について、「情報通信設備一式」とは『要求水準書 (P25) ⑦情報通信設備』の他、『要求水準書 (P27) 4) 映像・音響・照明等設備』のうちセンタハング、リボンビジョン、統合演出設備等も含まれるものと認識でよろしいでしょうか。	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、混乱を避けるため、リスク分担保は次のとおり修正します。 No. 59 情報システムの故障や陳腐化に関するもの No. 60 (削除)
75	別添資料2 リスク分 担表	5	No. 59 No. 60							情報システムリ スク	「情報通信設備一式の更新」について、「一式の更新」とは、例えば構内ネットワークやセンタハングビジョンの機能を提供するために必要な構成機器及びソフトウェアの“全体を一括”で更新すること、を指しているのでしょうか。段階的な更新や部分的な更新も含まれると理解しておりますがよろしいでしょうか。 機器の機能用途によって、それぞれライフサイクルが異なるため、段階的な更新や部分的な更新が経済的かと考えます。	設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、全面更新は一度に行われることを想定していますが、段階的に行われることが適当と認められる場合においては、全面更新として扱います。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	業務要求水準書（案）	3	1	4	(3)					事業期間	事業契約書案が公表されていないが、前回事業契約書案別1-7で定めた本件引き渡し日は令和10年7月31日に変更ありませんか。あるいは、引き渡し日は特定しないで、PFI事業者の提案とするのでしょうか。	建屋及びロータリーの引渡日は、供用開始日以前で事業者が任意に設定してください。
2	業務要求水準書（案）	3	1	4	(4)	1)				事業スケジュール 建屋及びロータリー	ホームアリーナ検査要項〔2026-27シーズンB. PREMIER用〕に定める駐車場に関する機能をクリアできれば、供用開始時には駐車可能〇〇台以上という条件は付されない、という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	業務要求水準書（案）	4	1	4	(4)	4)	①			事業スケジュール 第2駐車場	実施方針第1_1.(13)4)に記載の設計・建設期間は「事業契約締結日から供用開始日の前日まで」と記載がごさいますが、要求水準書第1.4.(4)4)①には、「事業契約締結日から開業準備業務の開始日の前日まで」と記載されており、齟齬が生じております。統一をお願いします。	実施方針の記載が正となります。文言を修正した業務要求水準書を入札公告時にお示しします。
4	業務要求水準書（案）	26	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	「5G/LTE を～を設けること。」について、不感知対策設備は通常携帯電話キャリア等が実施するものと認識しており、不感知場所は現状確定できず、精緻な費用感を各キャリア毎に算出することが困難な状態です。また、公共施設に不感知対策設備を設ける際は、一般的に携帯電話キャリア等の負担により、設備を設けることが多く、本PFI案件の積算に含めることは経済的ではないと思慮します。よって「5G/LTE を対象として、携帯電話キャリア各社に対応した不感知対策設備を設けるよう、携帯電話キャリア等とともに設計すること。」など記載の変更を検討いただけませんか。	入札公告時に、御意見を踏まえた要求水準書をお示しします。
5	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	⑥			AV設備	「a 多目的室等に会議や記者会見で使用可能な映像・音響設備を設けること。」と記載がありますが“多目的室等”はどこまでを指すでしょうか。すべての諸室に映像・音響設備が必要なかを確認したいです。また、マイクやスピーカー、映像設備などの数や大きさなど指定はあるでしょうか？	「別紙11 各室条件表」のNo.27多目的室A、No.28多目的室B、No.45会議室については、会議等で使用可能な映像・音響設備を設置してください。それ以外の諸室への設置については事業者の提案に委ねますので、利用者ニーズや活用方法を考慮した上で御提案ください。なお、設備の仕様については、特に指定はありません。
6	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	⑥			AV設備	「b 更衣室A及び更衣室Dにはミーティングやビデオ鑑賞用の映像・音響設備を設けること。」と記載がありますが、映像・音響設備の仕様についてご希望はありますか。	設備の仕様については、特に指定はありません。利用者ニーズや活用方法を考慮した上で御提案ください。
7	業務要求水準書（案）	48	5	2	(1)	d	(d)			業務の要求水準	北側からのアプローチは必須ではない、との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。必ずしも北側のアプローチは必須ではありませんが、丘の頂上部へのアクセスに配慮し計画してください。
8	業務要求水準書（案）	61	8	2	(1) (2) (6)					業務の要求水準	要求水準書上の「更新」「修繕」「修理」の定義についてご教示ください。 「情報通信設備一式」において、機器故障等にもなる機器の部品交換、設定変更、時限的な機器の交換については「修繕」若しくは「修理」に該当するものとし、「保守管理業務」に該当するものであり、機器のライフサイクルや、陳腐化など、買い替えにもなる「更新」は“保守管理業務”に該当しないものと理解しております。	備品・什器・機材等の修理及び更新は、これらの保守管理業務としてPFI事業者が担います。施設（建物及び付帯設備）の原形又は機能の維持・回復のための修繕（補修、修理、交換を含む。）は、これらの保守管理業務及び修繕業務としてPFI事業者が担います。ただし、重要な部位や機能及び性能の変更を図る大規模修繕等は県が別途実施します。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
9	業務要求水準書(案)	72	9	1	(8)					連携事業者	秋田県スポーツ協会への委託業務内容の特殊性を鑑み、当該業務に係るリスクは事業者（SPC）では負担できないため、有事の際の代替企業選定については貴県の責任において実施するという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	業務要求水準書(案)	72	9	2	(1)	1)	①			供用開始日 建屋及びロータリー	「令和10年9月末 ※一部の施設・設備等については、令和10年12月末」とありますが、「一部の施設・設備」の示す範囲は、新体育館本体部分の開館に影響がないとみなされれば、事業者提案可能であると考えてよろしいですか。	実施方針6頁の1)建屋及びロータリーの備考欄記載のとおり、ホームアリーナ検査要項〔2026-27シーズン B.PREMIER用〕の要件に抵触しない部分については、令和10年12月末までとします。
11	業務要求水準書(案) 別紙14	1	1							建築基準法第48条但し書きの許可について	「渋滞、騒音、日影、ビル風、電波障害に対する調査を要する」とありますが、ビル風（風洞実験等）はすぐの予約が困難であり、期間も含めて非現実的と思われます。具体の調査項目はどのように決定するかご教示ください。	ビル風については、新体育館の位置・高さ・形状、周辺建物の状況および気象条件等から、周辺の風による影響について見解を求めるものであり、その検証については、風洞実験等に問わず任意の方法で支障ありません。
12	業務要求水準書(案) 別紙26	5		5	(5)					全館貸切利用	令和6年8月19日の入札説明書等に関する質問回答において、「お示しいただいた上限額は、事業期間を通して上げることは可能なのでしょうか。管理運営経費は物価上昇の影響を受ける一方、ハビネッツ様は本体育館整備により、今まで以上に興行収入を得れる可能性が高まります。その関係性を踏まえても、事業期間中の物価上昇を踏まえた上限額増額はご検討いただけないのでしょうか。」という質問に対し、「一般論として、物価の状況を勘案し、条例で定める使用料（利用料金の上限）を改正することがあります。」とありましたが、一般論ではなく、本件において上限額増額余地を残せるよう、別紙26に追記いただけないでしょうか。	御意見を踏まえて検討し、内容に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。

3. 事業契約書（案）別紙10に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	事業契約書（案）別紙10	別10-1		1						施設整備費相当（サービス購入料A）	構成される費用の内容について、サービス購入料A「⑨建屋及びロータリーの本件引渡日以前の統括管理業務に要する費用」及びサービス購入料B「⑤建屋及びロータリーの本件引渡日の翌日から協会開始日の前日までの統括管理業務に要する費用」に記載の「本件引渡日」とは、令和10年9月末に供用開始を予定している施設の引渡日という理解で、令和10年12月まで整備期間を確保する場合における全部引渡し完了日ではないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	「竣工後」を加えていただきましたが、年度途中で竣工した場合は、ご請求後原則として30日以内（当該期日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）にお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	県が行う竣工確認後、請求を受けた日から原則として30日以内にお支払いします。
3	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	「建屋及びロータリー」の支払対象期間が令和10年12月に変更となっています。令和10年12月に施設整備完了後、令和11年1月にご請求した場合、原則令和11年2月にお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	県が行う竣工確認後、請求を受けた日から原則として30日以内にお支払いします。
4	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	「建屋及びロータリー」の支払対象期間が令和10年12月に変更となっていますが、令和10年7～9月までには大部分の整備が完了し、その後の残工事は一部分の工事のみかと思われます。支払は年1回となっておりますが、令和10年7～9月までの施設整備部分とそれ以降の残工事である施設整備部分で支払いを2回に分けていただくことは出来ないでしょうか。	サービス購入料A1（施設整備費：建屋及びロータリー）は、最終年度に最大2回支払うこととします。
5	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	「緑地・遊具広場等」の支払対象期間が令和12年7月に設定されています。令和12年7月に施設整備完了後、令和12年8月にご請求した場合、原則令和12年9月にお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	県が行う竣工確認後、請求を受けた日から原則として30日以内にお支払いします。
6	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	「第2駐車場」は暫定整備と本整備の2つの区分に分かれています。整備が年度を跨ぐ場合には各年度においてそれぞれお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。また、年度末を待たず竣工後年度の途中でご請求した場合は、ご請求後原則として30日以内（当該期日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）にお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	「⑥器具備品設置業務に要する費用」が「完了年度の請求に応じて（※基本設計完了年度、実施設計完了年度）」となっています。器具備品は「建屋及びロータリー」の竣工と同時に設置するものと思われますので、支払方法を合わせて「年度末の業務の進捗・出来高に応じて」に変更していただけないでしょうか。	「①設計業務及びその関連業務に要する費用」は、基本設計、実施設計それぞれの完了年度に支払います。「⑥器具備品設置業務に要する費用」は、設置が完了した年度に支払います。
8	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	サービス購入料Aの支払方法が「竣工後又は年度末の業務の進捗・出来高に応じて」とございますが、年度の途中で竣工する施設については、竣工後速やかにサービス購入料をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	県が行う竣工確認後、請求を受けた日から原則として30日以内にお支払いします。

3. 事業契約書（案）別紙10に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①	a				(a)
9	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	年度の途中で竣工する施設について竣工後速やかにサービス購入料をお支払いいただける場合、「建屋及びロータリー」については、実施方針第1.1(13)より、供用開始日前までに竣工する部分と令和10年12月末までに竣工する部分が発生する可能性があると思われますが、それぞれの竣工の都度、サービス購入料が出来高に応じて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	建屋及びロータリーが段階的な整備となる場合には、サービス購入料A1（施設整備費：建屋及びロータリー）は、最終年度に最大2回支払うこととします。
10	事業契約書（案）別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）支払方法	サービス購入料Aには設計・建設業務に要する費用に加え、工事監理業務に要する費用及び設計・建設期間の統括管理業務に要する費用も含まれております。サービス購入料Aの支払方法について「竣工後又は年度末の業務の進捗・出来高に応じて」支払うと記載がございますが、設計・建設業務に要する費用、工事監理業務に要する費用、設計・建設期間の統括管理業務に要する費用はそれぞれ別立てで出来高を計算して良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	事業契約書（案）別紙10	別10-5		3	(2)	3)				サービス購入料C・D・E（維持管理・運営費相当、修繕費相当、光熱水費相当）	平準化して端数が生じた場合、第1四半期～第4四半期のどこで端数調整するかは、事業者の提案で宜しいでしょうか。	サービス購入料C～Eの算出方法、端数処理については次のとおりです。 ・サービス購入料C1～C4は、別10-3の支払回数で除して、端数は最終支払分で調整してください。 ・サービス購入料Dは、別10-5以降の算定方法により算出した上で、端数は支払対象期間毎の最終年度の第4四半期で調整してください。 ・サービス購入料Eは、提案単価と提案使用量を乗じて年度毎に算出した上で、端数は各年度の第4四半期で調整してください。
12	事業契約書（案）別紙10	別10-5		3	(2)	3)	①			サービス購入料C（維持管理・運営費相当）	サービス購入料Cは平準化して支払われるとのことですが、サービス購入料C3については初回分のみ2ヶ月分の金額になると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	事業契約書（案）別紙10	別10-5		3	(2)	3)	②			サービス購入料D（修繕費相当）	支払回数に応じて除した結果、端数が生じた場合、初回または最終回のどちらで端数調整はすれば宜しいでしょうか。	サービス購入料Dは、別10-5以降の算定方法により算出した上で、端数は支払対象期間毎の最終年度の第4四半期で調整してください。
14	事業契約書（案）別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①			業務毎の指標施設整備費相当（サービス購入料A）使用する指標	建設期間中の改定に追記頂いた「ただし、これによることが著しく不適当と合理的に認められる場合は、協議により定める。」について、着工前の改定時にも同様生じる事象ですのでこちらにも追記いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
15	事業契約書（案）別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①			業務毎の指標施設整備費相当（サービス購入料A）使用する指標	修正後の追記内容「ただし、これによることが著しく不適当と合理的に認められる場合は、協議により定める」とは、適用する指標（建設物価等）と実勢価格との間に乖離が認められる場合は、業者見積・メーカー見積またはメーカー価格改定通知等を基に、双方協議し合意した金額で精算することが可能との理解でよろしかったでしょうか。	建設期間中の改定については、秋田県建設部が定める運用に従い、領収書等実取引を証する書類のほか、業者見積、メーカー見積等を参考に協議します。なお、御記載の「ただし、～」については、実勢価格との乖離の実態を双方で確認し、協議により決定することを想定しております。
16	事業契約書（案）別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①			業務毎の指標施設整備費相当（サービス購入料A）使用する指標	修正後として、「純工事費（建築、設備）」との記載がございますが、純工事費とはどのような指標を指すのかご教示いただけると幸いです。	（一財）建設物価調査会が公表している建築費指数のうち、純工事費の内訳として公表している建築、設備を指します。

3. 事業契約書（案）別紙10に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
17	事業契約書（案）別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①			業務毎の指標修繕費相当（サービス購入料D）使用する指標	前項に関連して、純工事費については建築、設備と分けて記載していただいていることからそれぞれ別個の指標となるという認識でありますが、その認識で相違ないでしょうか。念のため確認させていただきたく存じます。	サービス購入料Dの指標については、建築費指数（一般財団法人 建設物価調査会）の仙台・提案に即した建物種類・純工事費を適用します。
18	事業契約書（案）別紙10	別10-10		4	(2)	1)	②	a	(a)	改定率及び計算方法 着工前の改定	着工前の改定は、令和6年12月の指標値と本件施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を越える物価変動がある場合は、県及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができるありますが、1.5%を越えない場合でも、物価上昇した分改定ができるようにして頂きたい。	現行のとおりとします。
19	事業契約書（案）別紙10	別10-10		4	(2)	1)	②	a	(b)	改定率及び計算方法 建設期間中の改定	建設期間中の改定は、本事業契約に従って、サービス購入料が不相当となったと認めるときは、相手方に対し、サービス購入料の変更を請求できるとありますが、全体スライドの場合は残工事費の1.5%、単品・インフレスライドの場合対象工事費の1.0%について事業者負担となります。全体スライドの1.5%及び単品・インフレスライドの1.0%についても貴県の負担にいただけないでしょうか。	現行のとおりとします。

(別添)

入札参加資格確認申請書類の取扱いについて（予定）

令和6年7月19日に公告された「新県立体育館整備・運営事業」に係る一般競争入札に参加する資格を有する者として通知された者については、グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む）や許認可等の登録情報に変更がない場合、今後予定している「新県立体育館整備・運営事業」の再度公告入札において、入札参加資格確認申請書類の一部の添付書類の提出を省略することができるものとする。

<省略ができる添付書類（予定）>

（共通事項）

- ・ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 県税納税証明書
- ・ 国税納税証明書「その3の3」
- ・ 雇用保険納付済証明書
- ・ 社会保険料納入確認書
- ・ 会社概要
- ・ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）
- ・ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）

（許認可等）

- ・ 建築士事務所登録証明書
- ・ 建設業許可通知書（写）又は建設業許可証明書
- ・ その他、法令等の定めにより業務に要する登録、許可及び資格等

（業務の実績）

- ・ 設計業務の実績を証する書類（体育館／遊戯施設を備えた緑地）
- ・ 建設業務の実績を証する書類（体育館／遊戯施設を備えた緑地）
- ・ 工事監理業務の実績を証する書類
- ・ 維持管理業務、運営業務の実績を証する書類